

岩手県ネーミングライツ（施設命名権）スポンサー募集要項

－ 提案募集型 －

岩手県では、企業・団体からの御提案により、県有施設に係る施設命名権者（以下「スポンサー企業」という。）を次のとおり募集します。

1 目的

県有施設を対象としてネーミングライツを導入することにより、民間事業者との協働の下に、新たな財源を確保し、施設の持続的な運営と維持管理を行うとともに、民間活用により県民へのサービス向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 募集内容

次の条件で、ネーミングライツの取得を希望する施設の提案を募集します。

（１）対象施設

県が所有する施設（施設の一部も可）を対象とします。ただし、次の施設は対象外とします。

- ア 施設名称の設定に経緯のある施設
- イ 庁舎等施設、教育関係施設、福祉関係施設、警察関係施設、病院関係施設
- ウ ネーミングライツを導入している又は導入を予定している施設
- エ その他愛称を付与することが適当でないと認められる施設

（２）ネーミングライツ料

ネーミングライツに係る対価を、年額で提案してください。

なお、募集する施設は、概ね 30 万円／年（税別）以上を目安とします。

※ 消費税及び地方消費税は別途負担していただきます。

※ 契約期間が年度途中からになる場合、初年度のネーミングライツ料は月割により計算します。

※ 提案金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

（３）契約期間

施設の利用者である県民等の利便性を考慮し、原則として 3 年から 5 年までで希望する期間を提案してください。

※ 契約期間の始期については、スポンサー企業の決定時期により、協議させていただきます。

※ 契約期間は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

※ 期間終了後、引き続き契約の継続を希望する場合には、優先交渉権があります。

（４）命名（愛称）に関する条件

ア 岩手県広告取扱基準第 4 に該当するものは名称として付与することができません。

イ 命名いただくのは、施設の愛称であり、条例上の正式な施設名は変更しません。

ウ 商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者との調整が完了している必要があります。

エ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更は、原則としてできません。

オ ネーミングライツ以外に既に愛称の定着している施設については、既愛称との組合せなどの配慮をお願いします。

カ 愛称・ロゴ及びマーク等（以下「ロゴマーク等」という。）については、下記事項に留意の上検討してください。

（ア）愛称は文字ベースとし、ロゴマーク等については、「記号」の使用も可とする。

（イ）愛称のロゴマーク等については、看板とパンフレットについては使用可とし、イベント告知等に刷り込まれる施設名については、文字ベースとする。

（５）命名権の範囲、愛称の定着、その他スポンサー企業の特典

ア 対象施設に既に案内看板等が設置されている場合は、案内看板等の表示を、愛称等を付したものに変更することができます。愛称を看板等に表示する際のロゴマーク等は、協議の上、決定します。

また、県との協議を経て承認を得た場合は、新たに掲出等を行うことができます。

イ スポンサー企業は、対象施設のスポンサー企業であることを自社のホームページや出版物で広報することができます。

ウ 県は、スポンサー企業決定後、速やかに県ホームページ等を活用し、本愛称の定着に最大減努力します。

ただし、利用団体等の印刷物の作成等の関係で反映されない場合があります。また、新名称（愛称）が定着するまで、条例上の名称を併記する場合があります。

なお、県主催以外のイベント等での愛称の使用については、主催者の判断となります。

エ スポンサー企業が希望する場合は、協議の上、対象施設において県が主催する事業等の参加者に対し、一定の条件のもとで広告物の配布を認めます。

（ア）広告物を配布できる事業は、県（事業所管部局）において支障がないと認めた場合に限りです。

（イ）配布する広告物は、県（事業所管部局）の審査を受けたものに限りです。

（ウ）配布は、原則、スポンサー企業が費用を負担して作成し、スポンサー企業が行います。

オ 対象施設におけるポスター掲載場所に自社のポスターを掲出することができます。

また、対象施設内に自社のパンフレットを置くパンフレット架を設置することができます。

※ 上記内容は、応募いただく対象施設の形態・利用状況等により、適合しないものがあります。

（６）費用負担

名称の変更に伴う費用負担については、原則として次のとおりとします。

ネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

区 分	県	スポンサー
看板表示の変更（敷地内施設看板）		○
〃 （敷地外、道路標識）		○
契約終了後の原状回復		○
県のホームページの表示変更	○	
県作成のパンフレット等の印刷物の変更（新規分）	○	
〃 （既存分）		○

- *1 看板の施工の範囲、実施時期及び内容は、協議の上決定します。
- *2 敷地外、道路標識等の表示変更は、関係機関も含めて協議の上変更可能な表示について行います。
新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。
- *3 既存印刷物については、旧来表示でネーミングライツスポンサーが了解であれば、そのまま使用します。
新表示への変更を希望であれば、スポンサー負担となります。
- *4 屋外広告のデザインや色彩については、屋外広告物条例に留意し、スポンサーにおいて必要な事務手続を行い、これに伴う費用は全てスポンサーの負担とします。

3 応募資格・応募方法等

(1) 応募資格

- ア 公共施設のスポンサー企業としてふさわしい法人又はその他の団体であって個人でないこと。
なお、グループで応募する場合は、代表する法人又は法人以外の団体を1者選定してください。
- イ 岩手県広告取扱基準第5に該当しないこと。
- ウ 県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）第2、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）第2及び物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日）第2より、県から指名停止を受けている団体でないこと。

(2) 応募手続き及び提出書類

- ア 事前相談〔提案者→県〕
提案募集型によるネーミングライツの取得を検討する際は、対象施設であるか否か等の確認も必要となりますので、応募前に必ず岩手県総務部管財課に事前相談を行ってください。
事前相談に際しては、「岩手県ネーミングライツ（施設命名権）提案書」【別記様式1】（以下、「提案書」という。）に対象施設名、施設の所在地のほか、応募検討を行うに当たり提供を受けた施設情報（例：建設年度、年間利用者数など）を記載の上、メール又はFAXにより提出してください。
- イ 提案施設の確認・施設情報の提供〔県→提案者〕
提案のあった施設が、ネーミングライツの対象としてお受けできるか否か、命名の条件等について関係課間で協議の上、提案者にお伝えします。
対象施設として決定した場合は、提案書に記載の施設情報等についても併せてお知らせしますので、応募の検討を進めていただくようお願いいたします。
- ウ 応募申請〔提案者→県〕
アの事前相談による調整後、応募を決定した場合は、下表の書類を提出してください。なお、グループで応募する場合は、グループを構成するすべての法人又は法人以外の団体について提出してください。
提出方法は持参又は郵送とします。郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとします。
* 持参する場合には、午前8時30分から午後5時の間（土曜日、日曜日、祝日を除く）に岩手

県総務部管財課にお越しく下さい。

【提出書類】※（原本１部、副本６部）

区分	内 容	様 式
申 込 書 類	☐ ネーミングライツスポンサー応募申請書	【別記様式２】
	☐ 委任状（代理人が申し込む場合）	【別記様式３】
	☐ 会社（団体）概要	【別記様式４】
	☐ 法令遵守状況等申告書	【別記様式５】
	☐ 誓約書	【別記様式６】
	※既存の企業案内等があれば添付のこと	
	☐ 印鑑証明書	
	☐ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）	
	☐ 法人税、法人事業税、 消費税及び地方消費税の納税証明書	
	☐ 直近３か年の決算報告書類	
	〔 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 上場企業の場合は有価証券報告書 〕	

エ 留意事項

（ア）必要に応じて追加資料を求める場合があります。

（イ）提出された書類は複写して選定委員会委員に提示するほか、関係機関に意見を聞くため使用することがあります。

（ウ）申請書類は、返却しません。

また、岩手県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

ただし、個人情報及び企業の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報は非公開とします。

（エ）申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（オ）申請に必要な経費は、応募者の負担とします。

（カ）応募申請書の受付をもって、当該施設に係る受付は一旦停止し、当該応募について審査します。

なお、当該応募が失格となる等、ネーミングライツスポンサーが選定されなかった場合は、受付を再開します。

ただし、同時期に同一施設に複数の事前相談があった場合には、１者から応募申請が行われた場合であっても、他者に応募の意向確認をした上で、複数の受付を行う場合があります。なお、当該期間は２週間とし、この間に応募申請が行われない場合は、意向の受付は行いません。

（キ）県が必要と判断したときは、別記様式６の役員等名簿を他の官公署に提供して照会を行う場合があります。

４ 審査・選定

（１）応募者の資格確認及び優先候補者の選定

ネーミングライツスポンサー応募申請書提出後、提出書類に係る形式的要件審査を行った後、選定

委員会において資格審査を行った上で優先候補者を選定します。

(2) 審査内容等

ア 形式的要件審査

募集要項等に定める方法で提出されたすべての申請書類を審査し、申請の形式的要件を満たしているかどうかについて確認します。

イ 応募資格等審査

形式的要件を満たしていると認められた者を対象として、選定委員会において応募資格の適否について審査します。

- | | |
|-----------|--|
| (失格となる場合) | ①申請書類又は添付書類若しくはそれらの記載事項に重大な不備又は虚偽の記載があることが判明した場合
②募集要項に定める応募資格を有していない場合
③愛称の提案が、募集要項に定める命名できる愛称の範囲に適合しない場合 |
|-----------|--|

ウ コンプライアンス審査

応募資格を満たすと認められた場合、選定委員会において、コンプライアンス審査の項目に沿って、コンプライアンス違反のリスクを評価します。

(失格となる場合)	選定委員会の審議の結果、「高リスク」と判定された場合
-----------	----------------------------

○コンプライアンス審査表

審査項目	評価の視点
(1) 行政指導の履歴及び対応状況等	・審査項目に該当する該当事実の有無 ・該当事実に係る法違反の蓋然性 ・発生頻度及び増加の傾向 ・行為の悪質さ、結果の重大さ ・事後対応の状況、再発可能性
(2) 県民等からの苦情相談の状況等	
(3) 役員等の非違行為の履歴及び対応状況等	
(4) 社会的信用失墜につながる事件・事故等の履歴及び対応状況等	
(5) その他違法行為が疑われる事象	

エ 項目別審査

コンプライアンス審査で適格と認められた場合、選定委員会において、項目別審査の項目に沿って審査を行い、優先候補者を選定する。

審査項目	評価の視点
(1) 経営の安定性及び倫理・コンプライアンス体制	・決算報告書類に基づく主要な財務指標等による資本や収支のバランス、財務の健全性等 ・倫理・コンプライアンス体制の整備状況等
(2) 文化・スポーツ等を通じた岩手県への貢献度	・取組みの実績（回数、対象人数等）、効果（成果）及び今後の計画等
(3) 愛称	・親しみやすさ、呼びやすさ、バランスの良さ等
(4) 応募条件	・応募金額、期間と、県の希望との比較

(3) 優先候補者の選定方法

項目別審査の結果に基づき、選定基準を満たすと判断した場合は、当該応募者を優先候補者として選定します。

なお、複数の応募があった場合には、選定基準を満たした者のうち、得点の高い順に順位を付け、1位の応募者を優先候補者とし、2位以下を次点候補者とします。

(4) 審査結果の通知

選定委員会による選定結果は、文書で通知します。

(5) 契約者の決定及び公表

上記(3)で選定した優先候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結します。

なお、優先候補者との協議において合意の可能性がないと県が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の物を候補者とし、契約についての協議を行うものとします。

また、契約者の公表は、契約者確定後、県ホームページに団体の名称及び概要並びに提案された愛称及び応募金額についてのみ公表することとし、これ以外の事項に関する問い合わせには応じません。

5 リスク負担

- (1) 設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合等の負担は、スポンサー企業が負うこととします。
- (2) その他、契約に定めのないリスクが生じた場合は、県とスポンサー企業が協議し、リスク負担を決定するものとします。

6 契約の解除等

契約締結後、ネーミングライツスポンサーが岩手県広告取扱基準第7に該当する場合、県は契約を解除することができることとします。この場合、原状回復等に必要な費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

7 その他

- (1) 契約締結後、当該施設が改修工事等で使用が大幅に制限される期間が生じた場合のネーミングライツ料の取扱いについては、県とスポンサー企業が協議することとします。
- (2) イベント等での愛称の使用については、主催者の判断となります。

8 書類提出先・お問い合わせ先

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 岩手県総務部管財課 公共施設マネジメント担当

電話：019-629-5116

FAX：019-629-5139

E-mail：AH0005@pref.iwate.jp

(参考) 申込みから愛称の使用開始までの手続

